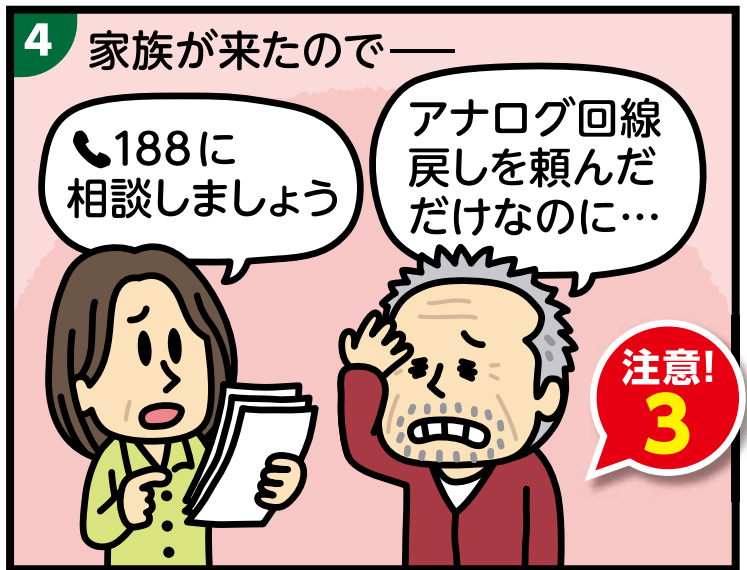
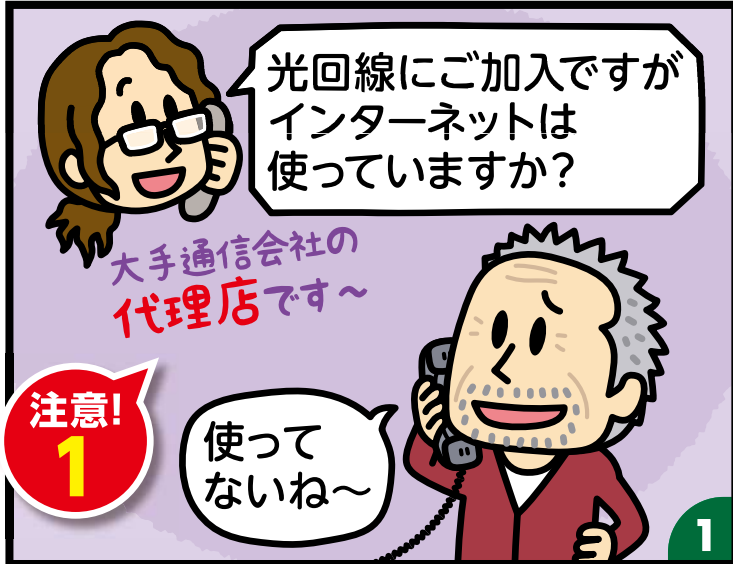


光回線の

アナログ回線戻しトラブルにご注意!!



- ① 相手方の業者名を **よく確認する。**
- ② 契約内容を確認し **必要のない勧誘は断る。**
- ③ アナログ回線戻しは **自分で通信会社に申し込むことが可能!**



消費者ホットライン **TEL 188**

最寄りの相談窓口につながります!

皆さんからの相談情報が悪質事業者への指導、処分にもつながります。

今月の標語

「安くなる」変更したら高くなり

「消費者が意見を伝える」ための 3つのポイント

自立した消費者として、意見がきちんと相手に伝わるように
「意見を伝える」とときには次の **3つのポイント** を参考にしてみてください。

1 ひと呼吸、置こう!

怒りに任せた発言は逆効果。ひと呼吸おいて冷静に。
従業員も同じ「人」として、お互いに尊重し合うことが大切です。

2 言いたいこと、要求したいことを「明確に」、そして「理由」を丁寧に伝えましょう!

返品したいのか、解約したいのか、
またその理由を明確に、丁寧に伝えることが重要です。

3 事業者の説明も聞きましょう!

上手なコミュニケーションが解決への糸口に。
一方的に主張するだけでなく、事業者の説明も聞きましょう。



埼玉県マスコット「コバトン&さいたまっち」

従業員、事業者も頑張っています。意見の伝え方には留意しましょう。

⚠ 行き過ぎた行動をとると、場合によっては犯罪として処罰されることもあります。

事例① 強要罪に問われた例

アルバイト従業員の接客態度に因縁をつけ、「土下座して謝れ！」などと怒鳴りつけ、店員に土下座して謝罪をさせたとして、強要罪で有罪に。

事例② 恐喝罪に問われた例

店長の接客態度に因縁をつけ、長時間にわたり店長等に抗議をし、これを良い機会として脅迫をして物品を要求し、恐喝罪で有罪に。